

# 所得税などの

# 確定申告

詳細／役場2階 税務課 町民税係  
☎981・8218

## 確定申告とは

1年間の所得金額を総決算し、その所得の合計額について納める税額を計算して申告する手続きです。算出した税額から、源泉徴収や予定納税で、すでに納めた税額を差し引いた残りの税額を納付します。納め過ぎているときは、所得税が還付されます。

## ▼給与と確定申告

サラリーマンの場合、会社の年末調整でその年の所得税が精算されるので、確定申告は不要ですが、  
①給与収入の合計額が2000万円を超えるとき  
②給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超えるとき  
③2カ所以上から給与の支払いを受け、主たる給与以外の給与収入額と給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超えるとき  
などには確定申告が必要です。  
また、医療費や寄付金など、年末調整では精算されない控除があるときや、年の途中で退職し年末調整を受けていないときなどは、確定申告により所得税が還付されることがあります。

## ▼公的年金等と確定申告

公的年金には年末調整がなく、確定申告が必要ですが、公的年金等(外国年金を除く)の収入金額が400万円以下で公的年金等以外の所得の合計が20万円以下のときは、確定申告は不要です。  
※所得税の還付を受けるためには、確定申告が必要です。  
※住民税申告が必要になる場合があります。

## ▼その他の所得と確定申告

営業・不動産・農業所得などがあるときは一部を除き確定申告が必要です。

## 令和5年分所得税および復興特別所得税の確定申告

**提出期間**／2月16日(金)～3月15日(金)  
※所得税の還付のための申告書は受付中です。  
**提出先**／申告の際の納税地(原則住所地)の所轄税務署(郵送可)  
※平日の17時～翌朝8時30分および土・日曜日・祝日は、税務署の「時間外收受箱」に提出できます。  
※提出される場合は、マイナンバー

の記載が必要です。

※本町の所轄税務署は、沼津税務署です。(〒410・8686 沼津市米山町3番30号)

## 確定申告は

## キラメッセぬまづへ

沼津税務署では、次のとおり確定申告会場を設け、申告相談や申告書の受け付けを行います。

**とき**／2月16日(金)～3月15日(金)  
(土・日曜日・祝日を除く)

**開設時間**／9時～17時(16時受付終了)

**ところ**／キラメッセぬまづ 市民ギャラリー(プラザヴェルデ内)

※申告会場では、基本的にご自身のスマートフォンで申告していただきますので、マイナポータルアプリのインストールされたスマートフォンとマイナンバーカードをご準備ください。

※会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日配布、または国税庁公式LINEで事前発行します。次ページの二次元コードから国税庁公式LINEを友だち登録してください。  
※入場整理券がなくなり次第、受け付けを終了します。

なお、入場整理券の配布状況に応じ、後日の来場をお願いするこ  
ともあります。



▲国税庁公式  
LINE

※開設期間中は、沼津税務署窓口での申告書作成指導は行いませんので、キラメッセぬまづへお越しください。

### 住宅ローン控除説明会

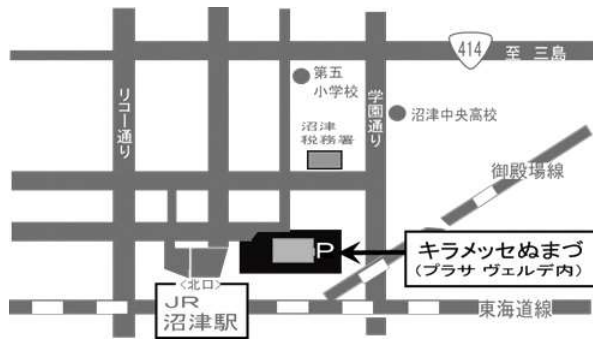
住宅ローンを利用してマイホームを新築・購入等した方を対象として、事前に申告相談を受け付けます。必要書類が揃っていれば、その場で申告書の作成、提出ができます。



▲必要書類は  
こちら

とき／2月13日(火)～15日(木)  
開設時間／9時～17時(16時受付終了)  
ところ／キラメッセぬまづ 市民  
ギャラリー(プラサヴェルデ内)  
※会場への入場には当日配布、また

は上記の国税庁公式LINEで発行する「入場整理券」が必要です。※入場整理券がなくなり次第、受け付けを終了します。



▲キラメッセぬまづ周辺地図

### 申告に必要なもの

- 1 源泉徴収票(給与や公的年金など収入のある方)
- 2 収支内訳書等(事業所得、不動産所得、農業所得のある方)
- ※事前に作成した上で、ご来場ください。
- 3 明細書、証明書(令和5年分に支払ったもの)

▼医療費控除を受けるときは、医療費控除の明細書(別途作成が必要)

※領収書の提出のみでは医療費控除は受けられません。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。

▼社会保険料控除を受けるときは、国民年金保険料や国民健康保険料などの支払額のわかる証明書

※国民年金保険料の支払額などについては、沼津年金事務所(☎921・2201)まで

▼生命保険料控除や地震保険料控除を受けるときは、保険料などの支払額のわかる証明書

### 4 スマートフォン

※事前にマイナポータルアプリのインストールをお願いします。

### 5 電卓、筆記用具

6 振込先の口座番号のわかるもの(所得税の還付を受ける方)

7 利用者識別番号、暗証番号のわかる書類(e・Tax利用者)

8 マイナンバーカード(お持ちでない方は通知カードおよび運転免許証などの身分証明書)

※マイナンバーカード発行時に設定した署名用電子証明書と利用者証明用電子証明書のパスワードが必要です。

9 税務署からの確定申告用紙や「確

定申告のお知らせ」のはがき等(お持ちの方のみ)

◆令和4年分の確定申告書や収支内訳書の控えがある方はお持ちいただくとスムーズに手続きできます。

### 消費税および地方消費税も申告できます

※売り上げや仕入れ、経費等の金額を事前に集計した上でご来場ください。

※インボイス発行事業者として課税事業者になった場合は、登録を受けた日からの消費税および地方消費税の申告が必要となるため、登録日以降の売上金額等を集計する必要があります。

## 確定申告は e-Tax から

スマートフォン等によるe-Taxでの確定申告は、「税務署等に行く手間がかからず、混雑を避けられる」「書面で提出した場合より還付金を早く受け取れる」などのメリットがあります。



▲作成コーナー



▲動画で見る確定申告

**チャットボット・電話  
での相談**

確定申告書の作成に当たり、ご不明な点はチャットボットや電話で相談を受け付けています。  
ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。

**【電話相談】**

- ① e・Tax の操作方法等  
☎0570・01・5901
- ② 申告書作成等  
☎055・922・1560

※音声案内に従い「0」を選択してください。

※3月15日(金)まで利用できます。

詳細／沼津税務署 〒410・8686 沼津市米山町3番30号



▲国税庁税務相談  
チャットボット

**役場でも申告を受け付けます**

**① 所得税確定申告書での申告**

給与所得や公的年金所得等その他の雑所得、総合課税の配当所得、一時所得の申告に限り、役場

でも申告を受け付けます。  
とき／2月16日(金)～3月15日(金)  
(土・日曜日・祝日を除く)

受付時間／9時～11時、13時～16時

ところ／役場3階 大会議室

※役場会場での確定申告には、「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日9時から会場で配布します(事前発行はしません)。

※入場整理券を受け取り後、記載されている入場時間に会場にお越しください。なお、入場時間前のお場はできません。

※入場整理券の配布状況に応じ、受付終了を早めることや、後日の来場をお願いする場合があります。

役場での税理士の無料相談は、税理士の派遣がなくなったため、実施しませんのでご了承ください。

税理士に相談を希望される方は、

「サンウェルぬまづ(ぬまづ健康福祉プラザ)」で開催される確定申告無料相談・申告会にご参加ください。

とき／2月10日(土)

受付時間／9時30分～16時

※確定申告無料相談・申告会の内容については、東海税理士会沼津支部(☎924・9900)まで

**次に該当する方はキラメッセぬまづで申告をしてください。**

- ① 分離譲渡所得の申告  
土地・建物の譲渡所得(短期・長期)、株式の譲渡所得の申告
- ② 先物取引の雑所得の申告
- ③ 外国人の申告
- ④ 住宅借入金等特別控除を受けるとき
- ⑤ 申告書の控えに税務署の收受印の押印を希望するとき
- ⑥ 過年度の申告
- ⑦ 雑損控除を受けるとき
- ⑧ 事業所得(一般・農業)、不動産所得のうち、帳簿の保存状況が著しく不良などの理由で、申告書の作成に長時間を要するとき
- ⑨ 贈与税の申告
- ⑩ 消費税の申告
- ⑪ その他、役場職員では判断できない申告

**② 町・県民税の申告(住民税申告)**

所得がないなど所得税の確定申告が不要な方でも、町への住民税申告が必要な場合があります。また、前年の合計所得金額が1000万円を超える納税義務者の配偶者は、所得のない場合も申告が必要です。  
なお、年末調整で所得税が0円

など確定申告が不要な場合でも、住民税では医療費控除などの控除を受けられることがありますので、控除を受ける場合は期間中に申告をしてください。

とき／2月16日(金)～3月15日(金)(土・日曜日・祝日を除く)

受付時間／9時～17時

ところ／役場2階 税務課

持ち物／マイナンバーカードなどの本人確認書類、給与・年金の源泉徴収票、各種控除の証明書、医療費の明細書、その他所得・控除に関係する書類

※令和5年度に住民税申告をした方には、「令和6年度住民税申告書」を2月中に送付しますので、申告時にお持ちください。ただし、確定申告をする方は住民税申告は不要です。

**【年金収入のみの方へ】**

年金収入(外国年金を除く)が400万円以下で公的年金等以外の所得の合計が20万円以下の確定申告が不要な方の住民税申告を事前に受け付けます。

とき／2月7日(水)～14日(水)(土・日曜日・祝日を除く)

受付時間／9時～17時

ところ／役場2階 税務課